

入札参加者募集要項

株式会社 札幌副都心開発公社（以下「公社」という。）は、サンピアザ・デュオリニューアル等工事を一般競争入札に付すので、下記のとおり入札参加者を募集する。

平成 28 年（2016 年）4 月 8 日

記

1 契約担当部署

〒004-0052

札幌市厚別区厚別中央 2 条 5 丁目 7 番 2 号

株式会社 札幌副都心開発公社 施設部施設課

電 話 011-890-2414

F A X 011-892-0100

2 工事概要

- (1) 工事番号 2016（建）第 0001 号
- (2) 工 事 名 サンピアザ・デュオリニューアル等工事
- (3) 工事場所 札幌市厚別区厚別中央 2 条 5 丁目 7 番 2 号ほか
- (4) 工事内容
 - ①サンピアザ・デュオリニューアル工事
 - ②サンピアザ建物補強工事
- (5) 工 期 平成 30 年 2 月 28 日まで

3 発注方式

この工事は、特定共同企業体による共同請負方式である。

4 入札参加資格

この入札に参加しようとする者は、下記(1)及び(2)に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。また、下記 12 に定める条件を満たしていない者は、落札者として認めないものとする。

(1) 構成員のすべてが下記 5 に掲げる構成員の条件を満たしていること。

(2) 下記 6 に掲げる共同企業体の結成条件を満たしていること。

5 共同企業体の構成員の条件

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 27・28 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に工種「建築」で登録していること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、札幌市の再認定を受けていること。）

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、下記 10(1)の入札の日の前日から起算して 10 日前の日までに、再認定を受けている必要がある。

(3) 上記(2)の平成 27・28 年度札幌市競争入札参加資格者名簿の登録の際に客観的事項について算定された点数が 900 点以上であること。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)に掲げる再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(6) 次に掲げる条件を満たす鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物の新築又は増改築工事に係る建築工事（平成 13 年 4 月 1 日以降に工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限る。共同企業体により施工した工事を含む。）について、元請としての施工実績があること。ただし、次に掲げる条件を満たす工事が共同企

業体によるものである場合は、出資比率が20%以上であること。

①共同企業体の代表者

1棟の延べ面積（増改築の場合、その工事部分の床面積）が4,000㎡以上の工事

②共同企業体の代表者以外の構成員

1棟の延べ面積（増改築の場合、その工事部分の床面積）が2,000㎡以上の工事

(7)次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

①1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②監理技術者にあたっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③申請者と3カ月以上の雇用関係にあること。

(8)上記2に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。

(9)受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。

(10)代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

(11)入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者がこの入札に参加していないこと。（同一特定共同企業体の構成員との間で、この関係を有する者は除く）

① 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第

64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

6 共同企業体の結成条件

入札参加を希望する者は、次の結成条件を満たした共同企業体でなければならない。

- (1) 構成員の数が、2 又は 3 社であること。
- (2) 札幌市に本社所在地を置く構成員を 1 社含んでいること。
なお、代表者の本社所在地は、その場所を問わない。
- (3) 各構成員が、本工事の入札において 2 以上の共同企業体の構成員とならないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合と当該組合の組合員とが同一の共同企業体の構成員とならないこと。
- (5) 各構成員の出資の割合が均等割の 10 分の 6 以上であること。
- (6) 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- (7) 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

7 設計業務等の受託者

上記 5(8)の「上記 2 に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

- ①株式会社 石本建築事務所
- ②株式会社 建築工房
- ③株式会社 丹青社

8 入札説明書の交付期間及び交付場所

- (1) 下記(3)に定める交付期間の毎日、午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分まで、会社のホームページからダウンロードすることができる。<http://www.arc-city.com>
- (2) 下記(3)に定める交付期間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 10 時 30 分から午後 5 時 00 分まで、上記 1 に示す契約担当部署においても交付する。

(3) 交付期間

平成 28 年 4 月 8 日（金）から平成 28 年 4 月 22 日（金）

9 申請書及び資料の提出方法、提出場所及び提出期間

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に従い、申請書及び資料を提出しなければならない。

(1) 提出方法 持参により提出すること。

なお、提出場所は、上記 1 のとおり

(2) 提出期間 平成 28 年 4 月 8 日（金）から平成 28 年 4 月 22 日（金）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日

午前 10 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

10 入札の日時、場所および提出書類

(1) 入札日時 平成 28 年 6 月 1 日（水） 10 時 30 分

(2) 入札場所

札幌市厚別区厚別中央 2 条 5 丁目 7 番 2 号

株式会社 札幌副都心開発公社（サンピアザ S C 4 階） 大会議室

(3) 提出書類

①入札書 1 部

②工事費等内訳書 1 部

11 落札者の決定方法

当該契約の内容に適合した履行を確保するため、公社の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により上記 2 に示した工事に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をも

って有効な入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

なお、本入札においては最低制限価格を設定する。

12 落札等に係る入札参加の条件

第 1 回目の入札時に提出する工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者及び次順位者等の内訳書については、次の(1)～(3)に定める条件をすべて満たさなければならない。

(1)内訳書の提出があること。

(2)内訳書の合計金額（工事価格（工事費計から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう。）と第 1 回の入札書の記載金額が一致すること。

(3)その他内訳書の内容に疑義が無いこと。

13 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 なし

(3) 契約保証金 なし

(4) 入札の無効

本入札参加者募集要項に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 1 に同じ

(8) 入札参加資格者名簿に登録していない者を構成員とする共同企業体の参加

上記 5(2)に掲げる登録及び申請をしていない者を構成員とする共同企業体も募集要項等に従い申請書及び資料を提出できるが、入札に参加するためには、開札の時において、当該構成員が当該登録を完了し、かつ、当該共同企業体が入札参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 請負代金は平成 28 年度、平成 29 年度に分けて支払う。

(10) 詳細は入札説明書による。

(11) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条に基づき分別解体等の実施が義務づけられた工事である。

(12) 公社の社長が必要と認めるときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。